

貸借対照表 資産の部

(単位：百万円)

科 目	令和4年3月31日現在	令和5年3月31日現在
現金	7,040	2,683
預け金	109,025	101,491
買入手形	—	—
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	14	7
金銭の信託	—	—
商品有価証券	—	—
商品国債	—	—
商品地方債	—	—
商品政府保証債	—	—
その他の商品有価証券	—	—
有価証券	41,530	45,956
国債	19,821	23,566
地方債	4,449	4,265
短期社債	—	—
社債	2,543	2,810
株式	237	237
その他の証券	14,478	15,075
貸出金	122,274	125,114
割引手形	551	466
手形貸付	11,169	11,502
証書貸付	106,225	109,520
当座貸越	4,328	3,625
外国為替	—	—
外国他店預け	—	—
外国他店貸	—	—
買入外国為替	—	—
取立外国為替	—	—
その他資産	1,482	1,276
未決済為替貸	45	42
信金中金出資金	991	991
前払費用	—	—
未収収益	163	162
先物取引差入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
保管有価証券等	—	—
金融派生商品	—	—
金融商品等差入担保金	—	—
リース投資資産	—	—
その他の資産	282	80
有形固定資産	3,901	3,630
建物	920	898
土地	2,560	2,226
リース資産	123	220
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	297	284
無形固定資産	33	43
ソフトウェア	20	21
のれん	—	—
リース資産	—	8
その他の無形固定資産	13	13
前払年金費用	5	9
繰延税金資産	345	543
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	112	74
貸倒引当金	△675	△841
(うち個別貸倒引当金)	△564	△761
その他の引当金	△0	△0
合 計	285,092	279,990

貸借対照表 債負及び純資産の部

(単位：百万円)

科 目	令和4年3月31日現在	令和5年3月31日現在
預金積金	278,793	275,250
当座預金	2,990	2,929
普通預金	165,288	168,097
貯蓄預金	282	279
通知預金	17	16
定期預金	106,461	100,433
定期積金	2,424	2,177
その他の預金	1,328	1,317
譲渡性預金	—	—
借用金	1,335	726
借入金	1,335	726
当座借越	—	—
再割引手形	—	—
売渡手形	—	—
コールマニー	—	—
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
外国他店預り	—	—
外国他店借	—	—
売渡外国為替	—	—
未払外国為替	—	—
その他負債	706	821
未決済為替借	84	88
未払費用	118	138
給付補填備金	0	0
未払法人税等	6	6
前受収益	58	59
払戻未済金	2	2
払戻未済持分	1	2
職員預り金	0	0
先物取引受入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
借入商品債券	—	—
借入有価証券	—	—
売付商品債券	—	—
売付債券	—	—
金融派生商品	—	—
金融商品等受入担保金	—	—
リース債務	129	248
資産除去債務	7	7
その他の負債	297	267
賞与引当金	81	79
役員賞与引当金	—	—
退職給付引当金	—	—
役員退職慰労引当金	189	209
偶発損失引当金	26	31
睡眠預金払戻損失引当金	26	35
特別法上の引当金	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	—	—
債務保証	112	74
負債の部合計	281,271	277,228
出資金	1,553	1,551
普通出資金	1,553	1,551
優先出資金	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益剰余金	3,287	3,449
利益準備金	652	664
その他利益剰余金	2,634	2,784
特別積立金	2,481	2,577
当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金)	153	207
処分未済持分	—	△0
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
会員勘定合計	4,840	4,999
その他有価証券評価差額金	△1,020	△2,238
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	—	—
評価・換算差額等合計	△1,020	△2,238
純資産の部合計	3,820	2,761
合 計	285,092	279,990

損益計算書

(単位：百万円)

科目	期別	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
経常収益		3,082	3,820
資金運用収益		2,759	2,640
貸出金利息		2,187	2,208
預け金利息		82	116
買入手形利息		—	—
コールローン利息		—	—
買現先利息		—	—
債券貸借取引受入利息		—	—
有価証券利息配当金		460	286
金利スワップ受入利息		—	—
その他の受入利息		29	29
役務取引等収益		266	255
受入為替手数料		115	106
その他の役務収益		150	149
その他業務収益		41	468
外国為替売買益		—	—
商品有価証券売買益		—	—
国債等債券売却益		9	422
国債等債券償還益		—	—
金融派生商品収益		—	—
その他の業務収益		32	45
その他経常収益		14	456
貸倒引当金戻入益		—	—
償却債権取立益		1	215
株式等売却益		6	—
金銭の信託運用益		—	—
その他の経常収益		6	240
経常費用		2,922	3,834
資金調達費用		35	32
預金利息		30	29
給付補填備金繰入額		0	0
譲渡性預金利息		—	—
借用金利息		4	3
売渡手形利息		—	—
コールマネー利息		—	—
売現先利息		—	—
債券貸借取引支払利息		—	—
コマーシャル・ペーパー利息		—	—
金利スワップ支払利息		—	—
その他の支払利息		0	0
役務取引等費用		407	408
支払為替手数料		52	43
その他の役務費用		354	365
その他業務費用		84	876
外国為替売買損		—	—
商品有価証券売買損		—	—
国債等債券売却損		84	876
国債等債券償還損		—	—
国債等債券償却		—	—
金融派生商品費用		—	—
その他の業務費用		0	0
経費		2,199	2,179
人件費		1,417	1,448
物件費		705	656
税金		76	75
その他経常費用		195	336
貸倒引当金繰入額		157	246
貸出金償却		1	2
株式等売却損		1	0
株式等償却		—	26
金銭の信託運用損		—	—
その他資産償却		4	7
その他の経常費用		30	53
経常利益		160	△14
特別利益		—	1
固定資産処分益		—	1
負ののれん発生益		—	—
金融商品取引責任準備金取崩額		—	—
その他の特別利益		—	—
特別損失		40	0
固定資産処分損		28	0
減損損失		8	—
金融商品取引責任準備金繰入額		—	—
その他の特別損失		2	0
税引前当期純利益		119	△14
法人税、住民税及び事業税		6	6
法人税等調整額		△5	△198
法人税等合計		0	△191
当期純利益		118	177
繰越金（当期首残高）		34	30
……積立金取崩額		—	—
当期末処分剰余金		153	207

剰余金処分計算書

(単位：円)

科目	期別	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
当期末処分剰余金		153,635,071	207,620,116
(△は当期末処理損失金)		—	—
繰越金		34,964,599	30,099,897
当期純利益 (△は当期純損失)		118,670,472	177,520,219
積立金取崩額		—	—
特別積立金取崩額		—	—
剰余金処分額		123,535,174	175,516,774
利益準備金		12,000,000	18,000,000
普通出資に対する配当金		15,535,174	15,516,774
(年1.0%)		—	(年1.0%)
優先出資に対する配当金		—	—
事業の利用分量に対する配当金		—	—
特別積立金		96,000,000	142,000,000
繰越金 (当期末残高)		30,099,897	32,103,342

会計監査人による監査

令和5年6月23日開催の第74回通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、栃木監査法人の監査を受けております。

確認書

確認書

令和4年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和5年6月23日

栃木信用金庫
理事長 伏木 昌人

第74回通常総代会の決議内容

令和5年6月23日開催の第74回通常総代会において、下記のとおり報告並びに決議事項が付議されました。なお、決議事項については、全て原案のとおり承認可決されております。

記

〈報告事項〉 第96期（令和4年4月1日から令和5年3月31日）
業務報告、貸借対照表、損益計算書、附属明細書の内容報告の件

〈決議事項〉

- 第1号議案 第96期(令和4年4月1日から令和5年3月31日)剰余金処分計算書案の承認の件
- 第2号議案 理事選任の件
- 第3号議案 監事選任の件
- 第4号議案 退任理事への退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 破綻先等債務者会員の除名の件
- 第6号議案 所在不明会員の除名の件

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)。ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 14年~47年
その他 4年~20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンスリース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨貸資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付してしております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」といいます)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」といいます)に係る債権については、以下のとおり書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」といいます)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は77百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金及び前払年金費用は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の提出に応じる年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への提出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の提出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

 - ①制度全体の積立状況に関する事項(令和4年3月31日現在)
 - 年金資産の額 1,740,569百万円
 - 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,807,426百万円
 - 差引額 △66,857百万円
 - ②制度全体に占める当金庫の掛け出し割合
 - 令和4年3月31日現在 0.1874%
 - ③補足説明
 - 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金37百万円を費用処理しております。
 - なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け金率を掛け出し時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠賃金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの戻戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の内國外為替業務に基づくものであります。
- 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。当金庫に係る固定利用料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
【貸倒引当金】 841百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 【継延税金資産】 543百万円
継延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。
当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、継延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
- 理収及び監事との間の取引による理収及び監事に対する金銭債権総額24百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額3,846百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る)であります。
破産更正債権及びこれらに準ずる債権額 508百万円
危険債権額 2,207百万円
三月以上延滞債権額 一百万円
貸出条件緩和債権額 323百万円
合計額 3,039百万円
破産更正債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従つた債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更正債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本及び利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更正債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受け手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は466百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産 有価証券 300百万円
預け金 14,007百万円
担保資産に応する債務 借用金 726百万円
- 出資口1口当たりの純資産額89円04銭
- 金融商品の状況に関する事項
 - (1)金融商品に対する取組方針
 - 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。
 - (2)金融商品の内容及びそのリスク
 - 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
外貨貸有価証券については、為替の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスク及び金利の変動リスクに晒されております。
 - (3)金融商品に係るリスク管理体制
 - ①信用リスクの管理
 - 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらの与信管理は、各営業店のほかリスク管理部により行われ、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。
 - ②市場リスクの管理
 - 当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALM委員会規程及び市場リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等を定めており、ALM委員会での議論の結果を踏まえ、リスク管理委員会や理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的にはリスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会及びリスク管理委員会に報告しております。
 - ③為替リスクの管理
 - 当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、感応度分析や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。
 - ④価格変動リスクの管理
 - 有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会や常務会の監督の下、ALM委員会規程及び市場リスク管理規程に従い行われております。
このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行なっており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これら市場運用商品の多くは純投資目的で保有しているものであります。時価情報や信用情報をモニタリングし、ALM委員会及びリスク管理委員会、理事会において定期的に報告されております。
 - ⑤市場リスクに係る定量的情報
 - 当金庫では、「有価証券」のうち債券、上場株式、投資信託及び、「預け金」、「貸出金」、「預金積金」、「借用金」の市場リスク量をVaR(バリューアット・リスク)により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内になるよう管理しております。
当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、当事業年度の決算日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で2,697百万円です。
ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しております。通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
 - ⑥資金調達に係る流動性リスクの管理
 - 当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
 - (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 - 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、一部の金融商品については、簡単な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価の算定方法については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は次表には含めておりません((注2)参照)。また、現金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

なお、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	(単位:百万円)	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預け金(*1)	101,491	101,717	226	
(2)有価証券	45,890	45,413	△476	
売買目的の有価証券	—	—	—	
満期保有目的の債券	18,811	18,334	△476	
その他の有価証券(*4)	27,078	27,078	—	
(3)貸出金(*1)	125,114			
貸倒り引当金(*2)	△841			
	124,273	128,855	4,582	
金融資産計	271,655	275,986	4,331	
(1)預金積金(*1)	275,250	275,231	△19	
(2)借用金(*1)	726	727	1	
金融負債計	275,976	275,958	△18	
デリバティブ取引(*3)				
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—	
デリバティブ取引計	—	—	—	

(*1)預け金、貸出金、預金積金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2)貸出金に対応する一般貸倒り引当金及び個別貸倒り引当金を控除しております。

(*3)その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

(*4)その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金は市場金利で割り引いた現在価値を時価に変わる金額として記載しております。

(2)有価証券

 株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

(3)貸出金

 貸出金は、以下の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒り引当金及び個別貸倒り引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒り引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

 要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は市場金利を用いております。

(2)借用金

 借用金は、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであります。金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)	貸借対照表計上額
非上場株式	60
信金中金出資金	991
その他の証券	6
合 計	1,057

(*1)上記の非上場株式及び信金中金出資金、その他の証券については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

(*2)当事業年度において、非上場株式について26百万円減損処理を行っております。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	15,007	—	3,000	—
有価証券	227	2,565	2,980	30,415
満期保有目的の債券	—	—	500	18,311
その他の有価証券のうち満期があるもの	227	2,565	2,480	12,104
貸出金(*)	24,135	40,167	25,892	30,149
合 計	39,370	42,733	31,873	60,565

(*4)貸出金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	92,272	9,336	18	348
借用金	209	436	45	36
合 計	92,481	9,772	63	384

25.(*)預金積金のうち、要求払預金など期間の定めがないものは含めておりません。

有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、28.まで同様であります。

売買目的の有価証券

該当ございません。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国債	9,427	9,737	309
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	300	307	7
小 計	9,727	10,044	317
国債	6,183	5,598	△585
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	2,899	2,690	△208
小 計	9,083	8,289	△794
合 計	18,811	18,334	△476

その他有価証券

(単位:百万円)

種 類	貸借対照表計上額	債却原価	差 額
株式	177	128	49
債券	1,214	1,201	12
国債	—	—	—
地方債	998	987	10
短期社債	—	—	—
社債	215	214	1
その他	575	508	67
小 計	1,967	1,838	128
株式	—	—	—
債券	13,817	14,519	△702
国債	7,955	8,423	△468
地方債	3,266	3,453	△186
短期社債	—	—	—
社債	2,595	2,642	△46
その他	11,294	12,959	△1,665
小 計	25,111	27,479	△2,367
合 計	27,078	29,317	△2,238

26. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ございません。

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	10,713	15	876
国債	10,713	15	876
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	2,927	406	—
合 計	13,640	422	876

28. 減損処理を行った有価証券(市場価格の無い株式等及び組合出資金を除く)

該当ございません。

29. 運用目的の金銭の信託

該当ございません。

30. 満期保有目的の金銭の信託

該当ございません。

31. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当ございません。

32. 当座貸借契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は14,544百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが6,192百万円あります。

33. 線延税金資産及び線延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下の通りであります。

線延税金資産	線延税金負債
税務上の線越欠損金	940百万円
貸倒り引当金	933百万円
役員退職慰労引当金	57百万円
賞与引当金	21百万円
減価償却費	27百万円
減損損失	87百万円
その他有価証券評価差額金	619百万円
その他	76百万円
線延税金資産小計	2,763百万円
評価性引当額	△2,217百万円
線延税金資産合計	546百万円

34. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しております。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

 契約資産 -百万円

 顧客との契約から生じた債権 0百万円

 契約負債 17百万円

35. 会計方針の変更

 企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)以下「時価算定会計基準適用指針」という)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。

以上

損益計算書の注記

(注1) 記載額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資口あたり当期純利益5円71銭

3. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、ほかの収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、286百万円であります。

以上